

意見書

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年4月15日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年5月13日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

電波法施行規則、無線局運用規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

特定無線局の無線設備の規格から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除等すること。（第15条の3関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線局運用規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

121.5MHzの周波数の電波の聴守義務を航行中の義務航空機局に改めること。（第146条関係）

イ 施行期日

平成21年7月1日から施行すること。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

一 携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備の送信速度の規定を削除等すること。（第49条の23及び別表第2号関係）

二 空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備に係る技術基準を削除等すること。（第3条、第14条、第49条の15、第49条の15の2、第58条、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

特定無線設備から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除等すること。
(第2条関係)

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(5) 周波数割当計画の一部変更案

ア 変更内容

空港無線電話通信システムの廃止に伴い、規定の変更を行うこと。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

本件は、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz帯空港無線電話通信(空港MCA)システムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務範囲の見直しに係る関係規定の整備を行うものである。

1点目はSバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化についてである。本システムは、対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行うものであり、地方自治体等による災害対策用や携帯電話の不感地帯用、海上では日本近海を航行する貨物船、漁船等の連絡用として広く利用されているが、高速化への要望が増加していることから、情報通信審議会における審議を経て、平成21年1月に同審議会から答申を得たことを踏まえ、送信速度を高速化した無線設備を導入することを可能とするため、関係規定の整備を行うものである。

2点目は、800MHz帯空港MCAシステムの廃止についてである。本システムは、平成2年2月から、日本の主要空港における地上業務用の業務無線システムとして、空港管理者、航空会社、空港関連事業者等により空港内の連絡手段として利用されていたが、平成15年10月に、400MHz帯デジタル空港MCAシステムを導入し、800MHz帯空港MCAシステムの使用期限を平成22年5月31日までとしたことから、順次400MHz帯デジタル空港MCAシステムへの移行が行われ、平成20年4月には、800MHz帯空港MCAシステムの利用がすべて終了した。今般、800MHz帯空港MCAシステムを廃止するため、関係規定の整備を行うものである。

3点目は、航空非常用周波数の聴守義務範囲の見直しについてである。121.5MHzの航空非常用周波数の聴守に関しては、国際民間航空機関(ICA0)条約において、長距離洋上及び指定された区域において、その聴守を義務付けていた。今般、ICA0条約等の改正により、飛行機の墜落等により自動的に電波を発射する航空機用救命無線機(ELT)を飛行機や回転翼航空機に最低1台以上装備することが義務付けられてことを踏まえ、航空非常用周波数の聴守義務範囲を全ての区域に拡大するため、関係規定の整備を行うものである。

周波数割当計画の一部変更案に関しては、800MHz帯空港MCAシステムの廃止に伴い、830MHzから831.5MHzまで及び885MHzから886.5MHzまでの周波数帯において、無線局の目的から「電気通信業務用(空港無線電話用)」を削除し、周波数の使用の条件から「空港無線電話用」を削除するものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案等に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案等に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	賛 成	

第3 理由

本件は、Sバンドを用いる国内移動体衛星通信システムの高速化、800MHz帯空港MCAシステムの廃止及び航空非常用周波数の聴守義務の範囲拡大に伴い、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

- 1 電波法施行規則の改正案では、特定無線局の無線設備の規格から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除等しているが、これは800MHz帯空港MCAシステムの廃止に伴うものであり、改正内容は適当と認められる。
- 2 無線局運用規則の改正案では、121.5MHzの周波数の電波の聴守義務を長距離洋上及び指定された区域から航行中の全ての区域に改めることとしているが、これは国際条約等の改正に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。
- 3 無線設備規則の改正案では、携帯移動衛星通信を行う無線局の無線設備の送信速度の規定を削除等しているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。また、空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備に係る技術基準を削除しているが、これは800MHz帯空港MCAシステムの廃止に伴うものであり、改正内容は適当と認められる。
- 4 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、特定無線設備から空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備を削除しているが、これは800MHz帯空港MCAシステムの廃止に伴うものであり、改正内容は適当と認められる。
- 5 周波数割当計画の変更案では、800MHz帯空港MCAシステムの廃止に伴い、規定を変更するものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。